

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 17 日

地方厚生(支)局保険主管課 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災に起因する行方不明者の
被保険者資格及び医療給付の取扱いについて

標記については、本日付で、健康保険組合に対し、別紙の内容を通知しましたので、保険者の指導に当たり、よろしくお取り計らい下さい。



事務連絡

平成23年6月17日

全国健康保険協会
健康保険組合 } 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災に起因する行方不明者の被保険者資格及び医療給付の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災については、地震や津波等により広範囲にわたって甚大な被害が発生し、現在に至るまで多くの方が行方不明となっているところである。

今般、健康保険及び船員保険における東日本大震災に起因する行方不明者の被保険者資格及び医療給付の取扱いについて、以下のとおり整理したので、対応に遺漏なきようお願いする。

記

1 被保険者資格の喪失について

船員保険法（昭和14年法律第73号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）における死亡に係る給付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「特例法」という。）第60条及び第97条の規定に基づき、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、平成23年3月11日に死亡したものと推定することとされている。

この規定に基づき、厚生年金保険法に基づく死亡に係る給付の申請がなされた場合には、健康保険の適用事業所の事業主においては、併せて被保険者資格の喪失の手続を行うこと。この場合、資格喪失年月日は平成23年3月12日とすること。なお、この場合、以下の2の手続により、健康保険法（大正11年法律第70号）第100条に基づく埋葬料及び第113条に基づく家族埋葬料の支給も同時に行うことができること。

（1）被保険者資格喪失の手続

- ① 特例法第60条及び第97条の規定に基づく船員保険法及び厚生年金保険法に

おける死亡の推定に係る死亡給付又は以下の2及び3に示す健康保険法に定める埋葬料等の死亡給付の申請があった場合であって、被保険者の資格喪失届が提出されていない場合には、事業主等に対して、死亡を事由とする資格喪失届を提出するよう伝えること。なお、必要に応じて各保険者より事業主等に対して資格喪失届の提出を依頼するなど、弾力的な運用を行うこと。

- ② 事業主等と連絡をとることができず、資格喪失届が提出されない場合については、平成23年6月17日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除措置の申請に関する取扱いについて（その2）」（以下「事務連絡」という。）に示す書類により、行方不明者であることを確認し、各保険者等において職権により資格喪失処理を行って差し支えないこと。
- ③ 事業主等が3月11日以降、被保険者が東日本大震災により行方不明となったこと等の理由により、退職等を事由とした資格喪失届を提出していた被保険者について、死亡に係る給付の請求が行われた場合には、行方不明者であることを確認し、各保険者等において、職権により資格喪失年月日及び喪失事由の訂正処理を行って差し支えないこと。
- ④ なお、行方不明となった被保険者の資格喪失手続を行った後で、その被保険者の被扶養者等が国民健康保険に加入するに当たり、被扶養者等から資格喪失証明書の交付又は記入を求められた場合には、市町村における事務の利便性に資するため、各保険者はその証明書の空欄に「東日本大震災に起因する被保険者の行方不明を事由とする資格喪失」である旨を記載すること。

（2）死亡給付の申請が行われなかった場合の被保険者資格の取扱い

死亡に係る給付の申請が行われず、事業主においても被保険者資格の喪失手続を行わない場合、資格が継続し、事業主においては原則として保険料の納付義務が発生すること。

この他、行方不明者については、民法（明治29年法律第89号）第30条第2項に基づく失踪宣告（死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が危難が去った後1年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる）がなされた場合には、危難の去った時に死亡したものとみなされることから、失踪の宣告が行われた時点において、死亡を事由とする資格喪失手続を行う必要があること。この場合、資格喪失年月日は平成23年3月12日とすること。

2 健康保険被保険者における埋葬料等の取扱いについて

健康保険法第100条に基づく埋葬料及び同法第113条に基づく家族埋葬料は、支給申請書に加えて、市町村長の埋葬許可証等が必要となっているが、行方不明者については、その被保険者又は被扶養者の死亡に関する事業主の証明書又はこれに代

わるべき書類を添付することにより、支給することが可能となっている。

今回の東日本大震災においては、行方不明となった者が地震発生時に所在していた場所が様々であり、事業主による証明が困難である場合も想定されることから、埋葬料等の支給申請に当たっては、支給申請書に加え、事務連絡の1に示す主たる生計維持者の行方が不明である場合の添付書類を提出することで足りるものとする。

3 船員保険の死亡に係る給付の取扱いについて

(1) 特例法第60条の規定による船員保険の死亡に係る給付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第1号）第2Ⅱ6(2)において、対象となる給付の範囲を示しているところであるが、対象となる給付（葬祭料及び家族葬祭料を除く。）の申請があった場合の死亡を推定するための事実確認については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ（下記②アの書類が添付されている場合を除く。）、次の①及び②に掲げる書類により確認を行うこと。なお、葬祭料及び家族葬祭料の確認書類については、健康保険の埋葬料の取扱いに準じて行うこと。

① 東北地方太平洋沖地震により行方不明となったことについての申請者の申立書

② 次のアからエのいずれかの書類

ア 特例法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書

イ 行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類

ウ 第三者（船舶所有者、被災被保険者の同僚等）の証明書

エ その他これらに準じる書類

(2) 東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者の死亡が東北地方太平洋沖地震発生日の翌日から起算して3ヶ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡時期が分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取り扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等のほか、3(1)①及び②に掲げる書類により確認すること。

4 保険料の取扱いについて

行方不明となった被保険者について平成23年3月12日に遡って資格喪失の手続が行われた場合には、その時点で既に納付されている保険料については、事業主に返還すること。

5 保険給付の取扱いについて

行方不明となった被保険者について、遡って資格喪失の手続が行われた場合、平成23年3月12日以降の期間にその被扶養者に対して既に支給されている保険給付については、保険者は、被扶養者に対して返還を請求しないことができること。なお、仮に3月12日以降の保険給付の返還を請求する場合には、被扶養者に対して既に支給した保険給付に要した費用を返還させることなく、以下の手続例を参考に、3月12日以降遡って被扶養者が加入する医療保険者との間で調整（以下「代理調整」という。）を行うよう努められたい。

<保険者間の調整手続例>

- ① 東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が行方不明であることを事由として健康保険等の加入資格を喪失した者（以下「旧健保加入者」という。）が、一部負担金等の免除対象者であった場合には、その者が加入していた健康保険等の保険者（以下「旧健保保険者」という。）は、旧健保加入者に対して、その間の保険給付の返還請求を行うとともに、「代理調整のご案内」（別添様式例1）と「療養費支給申請書」（別添様式例2）を送付する。
- ② 代理調整を希望する旧健保加入者は、「療養費支給申請書」を旧健保保険者へ返送する。
- ③ 「療養費支給申請書」の返送を受けた旧健保保険者は、受付簿にその者の氏名・現在加入している保険者（以下「現在保険者」という。）の名称等を記載した上、「療養費支給申請書」に振込先金融機関名称・口座番号・口座名義を記入し、代理調整の対象となる診療報酬明細書を添付の上、現在保険者あて送付する。
- ④ 現在保険者は、療養費支給申請書の内容を確認の上、旧健保保険者に対して療養費を支給するとともに、振込内容通知書を送付する。また、旧健保加入者あてに療養費支給決定通知書を送付する。
- ⑤ 旧健保保険者は、振込内容通知書により入金を確認し、返納金領収済通知書を旧健保加入者へ送付する。